

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB支部に所属する一人親方であり、労災保険法第35条の規定に基づく第二種特別加入者として、労働局長から承認を受けている者である。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、住宅の外壁改修工事において、インパクトドリルを用いて長さ38mmのビス900本ほどを壁に締め込む作業（以下「本件作業」という。）を行ったところ、翌〇日朝から右手が痛くなったという。請求人は、同月〇日、C整形外科に受診し「右後骨間神経麻痺」と診断され、同月〇日、D病院に転院し「右後骨間神経麻痺、右肘関節ガングリオン」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、長年、建設現場で右腕を酷使してきたために、本件作業により右肘ガングリオンを発症し、その結果、右後骨間神経麻痺を発症したと主張するので、以下、検討する。

(2) 請求人の本件疾病に関する経緯についてみると、請求人は、平成〇年〇月〇日に本件作業を行い、翌日、右手指が痺れ、痛みを感じた。請求人は、平成〇年〇月〇日にC整形外科を受診後、平成〇年〇月〇日にD病院に転院し、手術を受けた。

(3) 請求人の本件疾病と業務との因果関係について、E医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、要旨、平成〇年〇月〇日の本件作業によりガングリオンが増大し、後骨間神経麻痺が生じたと考えられると診断しているが、ガングリオン自体の発症原因については、もともと小さなガングリオンがあったかもしれないと述べた上で、上記作業がガングリオン増大の原因となった可能性も示しているが、本件作業と本件疾病との因果関係について、積極的に肯定したものと言いき、単に可能性を述べている程度と評価せざるを得ない。

一方、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、診察時に頰椎症の可能性が否定できなかったと述べるが、請求人の疾病について、右肘関節ガングリオン及び右後骨間神経麻痺と診断が確定した後は、業務との因果関係を明確に否定している。

さらに、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、右後骨間神経麻痺が、右肘関節ガングリオンの後骨間神経圧迫によるものと診断する一方、ガングリオンの発症原因については、変性が原因とも言われているが詳細は不明であるとし、少なくとも外力が原因で急速に増大することはない病態であると述

べ、本件作業及び労働とガングリオン増大との医学的因果関係を明確に否定している。

以上のとおり、F医師及びG医師の意見は医学的に明確であり、妥当なものと認められる。

(4) 当審査会においては、以上の経過と医学的意見等を踏まえ、請求人の本件疾病と業務との因果関係を認めることはできないと判断する。

(5) なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。